

申請の概要・提出要領（建設工事）

公益財団法人 岐阜県建設研究センター

令和5年8月

目 次

入札参加資格審査について	1
共同受付参加自治体	1
入札参加資格の要件	2
申請方法・注意点・申請区分	3
名簿に登載される時期	5
名簿登載期間	6
電子申請の受付・提出書類について	7
提出書類一覧	8
提出書類の詳細	10
問い合わせ先	14

【入札参加資格審査について】

岐阜県や市町村の自治体にて公共事業を発注する際、競争入札を開催し受注先の業者選定を行います。

業者が公共事業の入札に参加するためには、競争入札に参加したい自治体から入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登載されている必要があり、資格がない業者は自治体の競争入札に参加することができません。

入札参加資格を取得するには、県や市町村に対して入札参加資格審査申請を行う必要があり、審査の後、承認されれば、入札参加資格を取得し入札参加資格者名簿へ登載され競争入札に参加することができます。

なお、経常・特定を問わず、建設工事共同企業体については、共同受付の対象外のため、個別に各自治体へ申請してください。

【共同受付参加自治体】（岐阜県及び岐阜県内の全市町村）

（岐阜市上下水道事業部を含む）

44 自治体	美濃市	瑞穂市	垂井町	坂祝町
岐阜県	瑞浪市	飛騨市	関ヶ原町	富加町
岐阜市	羽島市	本巣市	神戸町	川辺町
岐阜市上下水道事業部	恵那市	郡上市	輪之内町	七宗町
大垣市	美濃加茂市	下呂市	安八町	八百津町
高山市	土岐市	海津市	揖斐川町	白川町
多治見市	各務原市	岐南町	大野町	東白川村
関市	可児市	笠松町	池田町	御嵩町
中津川市	山県市	養老町	北方町	白川村

【入札参加資格の要件】

建設工事の入札参加資格審査申請をするには、以下の要件を満たしている必要があります。

入札資格の要件

1	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
2	申請を希望する自治体に対して未納の徴収金（徴収猶予を除く）がないこと （１）岐阜県に申請する場合 ア 県税の「全税目」について、未納の徴収金がないこと イ 国税の「消費税及び地方消費税」について、県内に主たる営業所を有する者にあっては、未納の徴収金がないこと （２）市町村に申請する場合 ア 「市町村税（市町村民税・固定資産税）」について、本店又は委任先の支店等の所在地において未納の徴収金がないこと イ 国税の「法人税」（個人事業主にあつては「申告所得税」）、「消費税及び地方消費税」について、未納の徴収金がないこと
3	経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること
4	会社更生法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）をした者にあつては、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けていること
5	民事再生法第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定による再生手続開始の申立をした者にあつては、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていること
6	建設業法第 3 条第 1 項の規定による「建設業許可」を受けているとともに、同法第 27 条の 23 第 1 項の規定による「経営事項審査」を受けていること なお、入札及び契約等に関する権限を、支店等に委任する場合には、その支店等において必要な建設業許可を有していること
7	建設工事の請負にあつては、健康保険法第 48 条、厚生年金保険法第 27 条及び雇用保険法第 7 条の各規定による届出を行っていること ただし、当該届出を行う義務がない者を除くものとする

【申請方法・注意点・申請区分】

申請方法

- ① インターネットを活用した電子申請により受付を行います。
岐阜県入札参加資格審査システム URL : <http://www.kyoushin.crcr.or.jp>
- ② 様式ダウンロードより「添付書類送付票」を作成し、ファイル添付をする事前準備をします。
- ③ 「必要書類・納税証明書・その他書類」を用意し、PDF に変換しファイル添付をする事前準備をします。
- ④ 岐阜県入札参加資格審査システムにて、ログインします。
※利用者 ID・パスワードが必要です。(新システムより、共同審査番号 (ID) は利用者 ID に統一されています。)
(初めて利用される場合)「利用者新規登録」へ登録が必要です。
(利用者 ID・パスワードがわからない場合は、下記までご連絡ください。)
◆公益財団法人岐阜県建設研究センター 入札参加資格審査システムヘルプデスク
TEL : 0584-81-1370 E-mail : kyoushin@gifu.crcr.or.jp
- ⑤ トップページ画面「建設工事」より、「申請区分の選択」を行い、データの入力をします。
- ⑥ 「ファイルアップロード」画面において、②③の書類を、ファイル添付します。
- ⑦ 電子データを送信します。
※「使用印鑑届・委任状」の提出が必要な場合は郵送してください。
(変更申請・新規申請・再申請・使用印鑑の変更があった場合)
- ⑧ センターの受付完了後、「受付メール」が届きます。
- ⑨ センターの審査完了後、各申請自治体での審査が行われます。
- ⑩ 各申請自治体での審査完了後、「入札参加資格者名簿登載承認通知書(建設工事)」が登録のメールアドレスあてに送付され、各自治体の入札参加資格者名簿に登載されます。
※名簿登載期間は経営事項審査の有効期限(審査基準日から1年7ヶ月後)までです。
- ⑪ 申請・審査状況は、システム「ログイン」後「申請検索」より確認できます。

申請手順の注意点

■システムからの通知メールについて

システムから配信される電子メールの不着に係る責任は負いかねますのでご了承ください。
通知先は「申請担当者 E-mail」となりますので確認をお願いします。

■複数の自治体に申請する場合

自治体毎に異なる窓口営業所で申請することはできますが、一つの自治体に対して複数の窓口営業所による申請はできません。

■虚偽の記載・重要な事実の未記載

虚偽の記載又は重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の承認が受けられません。また、承認後に発覚した場合には、入札参加資格が取り消されることがあります。

■窓口営業所の申請業種

窓口営業所で申請する業種は、建設業許可により窓口営業所が許可を受けている必要があります。本店の許可業種では窓口営業所の業種として申請することはできません。

申請区分

■新規申請・更新申請・再申請・業種追加申請

新規申請	新規に入札参加資格に申請する場合
更新申請	入札参加資格の更新を申請する場合
再申請	名簿登載期限切れ（抹消）等により、再度、申請する場合
業種追加申請	名簿に登載されている業種以外を追加申請する場合

■変更申請

変更申請	名簿に登載されている本店情報、窓口情報に変更があった場合
------	------------------------------

■取下申請

業種取下	業種単位（建設工事 29 業種）の資格の取り下げを行う場合
業務取下	「測量・建設コンサルタント等業務」や「森林整備業務」の資格を有している場合で、「建設工事」の資格の取り下げを行う場合
自治体取下	自治体単位の資格について取り下げを行う場合
全部取下	廃業等に伴い全ての自治体に対して資格の取り下げを行う場合

【名簿に登載される時期】

新規申請・再申請・業種追加申請の場合

各自治体の名簿登載は、申請を受付した月を基準として、翌々月と四半期毎に名簿に登載する自治体があります。下記一覧表で確認してください。

◆申請を受付した月の翌々月に名簿登載する自治体（33 自治体）

大垣市	高山市	多治見市	中津川市	美濃市	瑞浪市
羽島市	恵那市	美濃加茂市	土岐市	各務原市	可児市
山県市	飛騨市	郡上市	下呂市	岐南町	笠松町
養老町	関ヶ原町	神戸町	安八町	揖斐川町	大野町
池田町	北方町	坂祝町	七宗町	八百津町	白川町
東白川村	御嵩町	白川村			

受付月	名簿登載時期
1 月	3 月
2 月	4 月
3 月	5 月
4 月	6 月
5 月	7 月
6 月	8 月

受付月	名簿登載時期
7 月	9 月
8 月	10 月
9 月	11 月
10 月	12 月
11 月	1 月
12 月	2 月

◆申請を受付した月の四半期毎に名簿登載する自治体（11 自治体：岐阜市上下水道事業部含む）

岐阜県	岐阜市	岐阜市 上下水道事業部	関市	瑞穂市
本巣市	海津市	垂井町	輪之内町	富加町
				川辺町

受付月	名簿登載時期
12 月～2 月	4 月
3 月～5 月	7 月
6 月～8 月	10 月
9 月～11 月	1 月

※申請時における経営事項審査の有効期限（審査基準日から 1 年 7 ヶ月後まで）が、申請先の自治体の名簿に登載される月以前（登載月含む）に切れてしまう場合には、当該自治体には申請ができません。必ず、新しい経営事項審査の結果通知を受けてから申請してください。

更新申請

「更新申請」が申請先自治体において承認されれば、引き続き名簿に登載されます。

名簿登載期間内に更新申請が行われない場合は、「名簿登載期間満了」となり、名簿から抹消されます。（再度、名簿登載を希望する場合は「再申請」を行ってください。）

総合評定値通知書（結果通知書）が間に合わない場合は、受理印が押印された総合評定値請求書の写しを添付して申請を行ってください。

ただし、発注者側で経営事項審査の結果が確認できるまでの間は、名簿に登載されていても入札には参加できませんので、ご注意ください。

変更申請・取下申請

「変更申請」・「取下申請」が申請先自治体において承認されれば、申請の内容が名簿情報に反映されます。

取得している許可業種の廃業や許可切れ、若しくは申請窓口の変更等に伴い、許可を有しなくなった場合には、「業種取下」又は「業務取下」をしてください。

【名簿登載期間】

名簿に登載される期間（入札参加資格の有効期間）は、申請時における経営事項審査の有効期限（決算日（審査基準日）から1年7ヶ月後）までの間となります。※参照

更新申請を行った場合の次期名簿登載期間は1年間です。

新規申請・再申請・業種追加を行った場合は、名簿に登載された月から経営事項審査の有効期限までが名簿登載期間となります。

※

決算日 (審査基準日)	有効期限 (1年7か月後)	決算日 (審査基準日)	有効期限 (1年7か月後)
1月31日	8月31日	7月31日	2月28日
2月28日	9月30日	8月31日	3月31日
3月31日	10月31日	9月30日	4月30日
4月30日	11月30日	10月31日	5月31日
5月31日	12月31日	11月30日	6月30日
6月30日	1月31日	12月31日	7月31日

（例）

決算日（審査基準日）が2023年1月31日の場合、有効期限は1年7ヶ月後の2024年8月31日までとなります。

【電子申請の受付・提出書類について】

電子申請の受付

■申請の受付（随時）

申請の受付は、申請された翌営業日以降に順次行います。

※受付日は、申請日ではありません。

添付する証明書類等は余裕をもって証明書の発行を受けたものを添付してください。

更新申請の最終受付時間は

名簿登載期間の最終日・午後 3 時 0 0 分までです。

※最終日が土日、祝日の場合はその前の最終営業日となります。

最終受付時間までに、電子申請を完了してください。

それ以降の申請は受付処理ができませんのでご注意ください。

提出書類

※「添付書類送付票」は全ての申請において必要書類です。

① 電子申請をする場合

「必要書類・納税証明書・その他書類」は「ファイルアップロード」画面において、電子データ（PDF 等）で添付してください。

■添付する電子データのファイル制限

添付する電子データは以下のとおり「ファイル制限」があります。

ファイル形式 : PDF、ワード（docx のみ）

※添付書類送付票のみワード（docx のみ）可です。

ファイルサイズ : 1 ファイル 10MB まで

② 「使用印鑑届・委任状」を提出する場合

■添付書類送付票と併せて、郵送等で提出してください。

必要書類の郵送等は配達確認が可能な簡易書留、特定記録などのご利用をお勧めします。

遅配、不着等に係る責任は負いかねますのでご了承ください。

郵便料金不足で必要書類が届いた場合は、受け取ることができません。

郵送等により送付された必要書類の返却は原則行いません。

◆郵送先は P15 を参照してください。

【提出書類一覧】

① 新規申請・更新申請・再申請・業種追加申請・取下申請

◆「必要書類・納税証明書・その他書類」は、電子データ（PDF 等）にて添付してください。

○：必要 △：業種に変更があった場合 □：その他書類の添付や送付がある場合 ×：不要

申請区分 書 類		新 規 申 請	更 新 申 請	再 申 請	業 種 追 加	業 種 取 下	業 務 取 下	自 治 体 取 下	全 部 取 下
必 要 書 類	添付書類送付票	○	○	○	□	□	□	□	□
	【法人】現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	○	○	○	×	×	×	×	×
	【個人】身分（身元）証明書								
	総合評定値通知書 （更新申請のみは総合評定値請求書でも可）	○	○	○	△	×	×	×	×
	受任者の身分（身元）証明書 （窓口を営業所等に委任している場合）	○	○	○	×	×	×	×	×
納 税	納税証明書 （国税、岐阜県税、市町村税）	○	○	○	×	×	×	×	×
そ の 他 書 類	建設業許可変更届（様式 2 2 号の 2・受付印あり）	×	×	×	△	×	×	×	×
	建設業許可申請書 / 建設業許可通知書 / 建設業許可証明書	×	×	×	△	×	×	×	×
	申請代理人（行政書士等）への委任状	○	○	○	○	○	○	○	○
使用印鑑届・委任状		○	×	○	×	×	×	×	×

◆使用印鑑届・委任状

提出が必要な場合は、「新規申請」・「再申請」です。

更新申請・業種追加申請の場合の提出は、不要です。

使用印鑑届・委任状は「ファイルアップロード画面」での提出はできません。

添付書類送付票と併せて、郵送等で提出してください。

※取下申請は、「ファイルアップロード」画面がありません。

書類の提出が必要な場合は、紙書類で郵送等で提出してください。

※申請要件を満たしているかを確認するため、上記以外の書類を求める場合があります。

② 変更申請

◆「必要書類・納税証明書・その他書類」は、電子データ（PDF 等）にて添付してください。

○：必要 △：変更があった場合 □：その他書類の添付や送付がある場合 ×：不要

申請区分 書 類		本店の変更						窓口変更					
		商 号 ・ 名 称	所 在 地	代 表 者	許 可 番 号	代 表 者 役 職 名	そ の 他 ※	窓 口 名 称	所 在 地	窓 口 受 任 者	受 任 者 役 職 名	そ の 他 ※	窓 口 切 替 え
必 要 書 類	添付書類送付票	○	○	○	○	○	□	○	○	○	○	□	○
	【法人】現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	○	○	○	×	×	×	○	○	×	×	×	○
	【個人】身分（身元）証明書												
	受任者の身分（身元）証明書 （窓口を営業所等に委任されている場合）	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○
納 税	納税証明書 （国税、岐阜県税、市町村税）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
そ の 他 書 類	建設業許可変更届 （様式 2 2 号の 2・受付印あり）	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	△
	建設業許可通知書	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	申請代理人（行政書士等）への委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
使用印鑑届・委任状		○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	○

◆使用印鑑届・委任状

「変更申請」の場合、「その他※」変更以外は、提出が必要です。

使用印鑑届・委任状は「ファイルアップロード画面」での提出はできません。

添付書類送付票と併せて、郵送等で提出してください。

※「その他※」は、電話番号、FAX 番号、窓口 E-mail（窓口のみ）の変更です。

※申請要件を満たしているかを確認するため、上記以外の書類を求める場合があります。

【提出書類の詳細】

必要書類

必要書類は、「ファイルアップロード画面」において**電子データ（PDF等）**で添付してください。

	書類	詳細
必要書類	添付書類送付票（建設工事）	岐阜県入札参加資格審査システム ＞【様式ダウンロード】より作成してください。
	【法人】現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	法務局が発行 (3ヶ月以内に発行されたもの)
	【個人】身分（身元）証明書	本籍地の市町村長が発行 (3ヶ月以内に発行されたもの)
	総合評価値通知書	経営規模等評価結果通知書及び総合評価値通知書
	※更新申請のみの場合 総合評価値請求書でも可	（経審が紙申請の場合） 受理印が押印された「総合評価値請求書」 （経審が電子申請の場合）2枚添付が必要です。 総合評価値請求書のPDF「様式25号の14」と 電子申請後の「マイページ」画面で申請データのステータス（状態）が「発行済」が確認できる箇所の PDF等の添付が必要です。
	受任者の身分（身元）証明書 (窓口を営業所等に委任されている場合)	受任者の本籍地市町村で発行 (3ヶ月以内に発行されたもの) ※ 受任者（支店長等）が、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書に記載されている場合は、不要です。

※証明書類は、受付日から**3ヶ月以内**に発行されたものを電子データ（PDF等）にて添付してください。

※更新申請のみの場合で、（経審が電子申請の場合）

電子申請後の「マイページ」画面での確認方法等の詳細は「経営事項審査電子申請システムヘルプデスク」にて確認してください。

※次回の経審受審時に、前回受審した経営規模等評価結果通知書の「原本」が必要となるため、紙通知の原本の送付はしないでください。

納税証明書

納税証明書は、「ファイルアップロード画面」において**電子データ（PDF等）**で添付してください。

	書類	詳細
納 税 証 明 書	（岐阜県へ申請する場合）	
	【 国 税 】	納税している所管の税務署が発行
	【法人】 その3の3又はその3	（税目）：消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。
	【個人】 その3の2又はその3	（税目）：消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。
	【 岐阜県税 】	管轄の県税事務所が発行 岐阜県内に事業所があり、岐阜県税の納税義務がある方 （税目）：全ての県税
	（市町村へ申請する場合）	
	【 国 税 】	納税している所管の税務署が発行
	【法人】 その3の3	（税目）：法人税について未納の税額はありません。 （税目）：消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。
	【個人】 その3の2	（税目）：申告所得税について未納の税額はありません。 （税目）：消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。
	【 市町村税 】 完納証明書	事業所がある市町村役場が発行 契約窓口所在地の市町村への納税に滞納がないことを確認する証明書
	（完納証明書が発行されない市町村の場合） 【市町村民税】 納税証明書	事業所がある市町村役場が発行 契約窓口所在地の市町村への納税に滞納がないことを確認する証明書 直近の事業年度の納税証明書
	（完納証明書が発行されない市町村の場合） 【固定資産税】 納税証明書	事業所がある市町村役場が発行 固定資産税に滞納がないことを確認する証明書 最新の納税証明書

※納税証明書は、受付日から**3ヶ月以内**に発行されたものを電子データ（PDF等）にて添付してください。

納税証明書について

- ① 「納税の義務がない場合」・「非課税の場合」は「添付書類送付票」の**該当なし**欄に「✓」を記入してください。
- ② 事務所等を開設してから「納税時期が未到来」・「課税実績がない」場合は法人設立届等を添付してください。
- ③ 納税猶予措置及び免税措置を受けている場合は、納税猶予や免税事業者であることが証明できる納税の猶予許可通知書を添付してください。

その他書類

その他書類は「ファイルアップロード画面」において**電子データ（PDF 等）**で添付してください。

	書類	詳細
その他書類	建設業許可変更届	様式 2 2 号の 2 ・ 受付印あり
	建設業許可申請書	更新申請にての提出は不要です。
	建設業許可通知	建設業許可更新の確認等で、提出が必要な場合等で書類の提出を求める場合があります。
	建設業許可証明書	建設業許可番号の変更の場合、建設業許可通知の提出は必要です。
	申請代理人（行政書士等）への委任状	代理人（行政書士等）による申請の場合 委任状（様式は任意）を添付してください。

※申請要件を満たしているかを確認するため、上記以外の書類を求める場合があります。

使用印鑑届・委任状

提出が必要な場合は、「**変更申請**」・「**新規申請**」・「**再申請**」・「**印鑑の変更**」です。

岐阜県入札参加資格審査システム>【様式ダウンロード】より作成してください。

本店が窓口となる場合は、使用印鑑届のみとなります。

委任状には記入の必要はありません。

押印する印鑑は、入札及び契約時に使用する印鑑です。

なお、本店は本店で使用する印鑑を、窓口は窓口で使用する印鑑を押印してください。

使用印鑑を変更された時に、変更後の使用印鑑届を郵送してください。

※使用印鑑届・委任状は「ファイルアップロード画面」での提出はできません。

添付書類送付票と併せて、郵送等で提出してください。

自治体独自様式

岐阜県入札参加資格審査システム>【様式ダウンロード】より作成してください。

各自治体へ、郵送等で送付してください。

県・市町村	提出先・提出条件
岐阜県	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 技術検査課 建設業係
提出条件	新規申請、再申請、振込口座に変更が生じた場合
岐阜市	〒500-8701 岐阜市司町4-0-1 契約課 審査係
提出条件	新規申請、再申請、振込口座に変更が生じた場合
岐阜市上下水	〒500-8701 岐阜市司町4-0-1 上下水道事業政策課契約係
提出条件	新規申請、再申請、振込口座に変更が生じた場合
大垣市	〒503-8601 大垣市丸の内2-2-9 契約管財課 契約グループ
提出条件	新規申請、再申請、変更申請 窓口（窓口情報に変更が生じた場合）
美濃加茂市	〒505-8606 美濃加茂市太田町3-4-3-1 財政課契約係
提出条件	新規申請、再申請、登録しているメールアドレスを変更する場合

【問い合わせ先】

(1) 入札参加資格審査（審査内容、審査結果及び自治体独自の添付書類等）について

自治体名	担当部署	電話番号	自治体名	担当部署	電話番号
岐阜県	技術検査課 建設業係	058-272-8504	海津市	総務課 契約管財係	0584-53-1111
岐阜市	契約課 審査係	058-214-2951	岐南町	総務課	058-247-1331 (内線 323)
岐阜市上下 水道事業部	上下水道事業政策課 契約係	058-259-7510	笠松町	総務課 契約管財担当	058-388-1111
大垣市	契約管財課 契約グループ	0584-47-8341	養老町	総務課 契約係	0584-32-1101
高山市	契約管財課 契約検査係	0577-35-3186	垂井町	総務課 管財係	0584-22-1151 (内線 207)
多治見市	財政課契約・収納指導グループ	0572-22-1111 (内線 1446)	関ヶ原町	総務課 管財係	0584-43-1111
関市	契約検査課 契約係	0575-23-7717	神戸町	総務課	0584-27-0171
中津川市	資産経営課 契約管財係	0573-66-1111	輪之内町	建設課 上下水道係	0584-69-3137
美濃市	総務課 管財契約係	0575-33-1122 (内線 328)	安八町	総務課	0584-64-7100 (内線 211)
瑞浪市	総務課 契約係	0572-68-9720	揖斐川町	財政課 管財係	0585-22-2114
羽島市	管財課 契約係	058-392-1119	大野町	総務課 行政・管財係	0585-34-1111
恵那市	財務課 経理契約係	0573-26-2111 (内線 328)	池田町	総務課 管財契約係	0585-45-3111 (内線 235)
美濃加茂市	財政課 契約係	0574-25-2111 (内線 351)	北方町	総務危機管理課 契約係	058-323-1111
土岐市	総務課 契約係	0572-54-1111 (内線 521)	坂祝町	総務課	0574-66-2401
各務原市	契約経理課 契約第一係	058-383-1463	富加町	総務課 総務係	0574-54-2111
可児市	管財検査課 契約係	0574-62-1111 (内線 3255)	川辺町	総務課	0574-53-2511 (内線 214)
山県市	総務課 管財・生活安全係	0581-22-6820	七宗町	総務課 財政管財係	0574-48-1111
瑞穂市	財務情報課 管財係	058-327-4131	八百津町	総務課 財政係	0574-43-2111 (内線 2217)
飛騨市	管財課 管財係	0577-73-3741	白川町	総務課 財政係	0574-72-1311 (内線 218)
本巣市	総務課 管財契約係	0581-34-5020	東白川村	総務課 企画財政係	0574-78-3111 (内線 240)
郡上市	契約管財課	0575-67-1839	御嵩町	総務防災課 財政係	0574-67-2111 (内線 2213)
下呂市	財務課 契約管財係	0576-24-2222 (内線 224)	白川村	総務課 庶務係	05769-6-1311

(2) 電子入札に関するお問い合わせ先

※ 電子入札に使用する IC カード等に関する問い合わせ等

【岐阜県】

岐阜県電子入札システムヘルプデスク

TEL 0584-83-8125

【(岐阜県内の) 市町村】

岐阜県市町村共同電子入札システムヘルプデスク

TEL 0584-83-8722

(3) 入札参加資格審査申請（電子申請の操作方法、申請書類等）について

■ ヘルプデスク問い合わせ

ヘルプデスクの問い合わせ時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、12時00分から13時00分までは「休憩時間」となります。

受付時間外のメールは、翌営業日以降の対応となります。

電子申請、メール、FAX等は、24時間入力・送信可能です。

(問い合わせ先・郵送先)

(公財) 岐阜県建設研究センター 入札参加資格審査システムヘルプデスク

〒503-0807 大垣市今宿 6—52—18 ワークショップ 24 4階

TEL 0584-81-1370

FAX 0584-81-1352

E-mail kyoushin@gifu.crcr.or.jp

◆様式ダウンロード> 「ヘルプデスク宛名ラベル」がありますので、必要書類の送付時にご活用ください。